

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.30 (2023.6.22)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

チラシ配置拒否裁判 逆転勝訴！ 記念号

目次

- ① 「チェルノブイリ原発事故に寄せて」 吉田 信 P1
- ② 吉田信さんと早川篤雄 P2
- ③ 「メッセージ」 吉田信 P3~4
- ④ 「チラシ配置拒否事件」をめぐる経過とその問題点 P4~10
- ⑤ 和地市長の「虚偽答弁」 P10

「自由と人権」
ホームページ



ご自由に
お持ちください

チェルノブイリ原発事故に寄せて

吉田 信

一体何のあやまちだ どうしたと言うのだ
死の灰が降りそそぐ この美しい五月の空から
音もなく においもなく

北ヨーロッパの子供たちや妊婦たちは
あんなに陽ざしが恋しい種族なのに外にも出られず
豊かな牧畜の国々ではミルクも肉も当然おあすけだ

「正確な情報を与えよ」

ワルシャワやストックホルムの市民たち
世界中の人々は耳をそばだてる

生者だけではない

カタコウムのされこうべたち

ヒロシマやナガサキの死者たちも耳をそばだてる

ルルドの聖母像もいぶかしげな視線を
北方に投げる

古都キエフから観光団が今日帰国

百ピコキュリー前後の大した汚染だ

しかし旅行者は立ち去ればよい
死の灰を洗い流して……

ヨゼフやイワン カテリーナたちよ

君たちは充分に知らされたのだろうか

君たちの水や食料 土地や空気は安全なのだろうか

ウクライナの穀倉地帯は大丈夫なのか

ほとんど何も知らない政府との

あいまいな納得づくで 君たち自身の健康や

生まれて来る子供たちは本当にだいじょうぶなのか

だがこれは他人事ではない

私たちの電力会社や政府はまたしても

メガホンでふれ回っている

「我が国の原子炉は形式が違うから安全だ」と

メガホンとそれを鵜呑みにする沈黙の多数

と言う図式は破られねばならぬ

地獄の釜のふたが飛んだ

一度目はスリーマイル島でおずおずと

二度目はチェルノブイリでかなり派手に

三度目は何処でどんな具合にはじけることだろう

吉田信さんと早川さん

吉田信さんの詩、「重い歳月」を通信 NO.28 に掲載した。今号の表紙に使わせてもらった「チェルノブイリ原発事故に寄せて」も、吉田さんの遺稿集『薄明地帯からのメッセージ』から転載したものである。まるで 3.11 東京電力福島第一原発事故を予言しているような詩ではないか。

チェルノブイリ原発があるウクライナは、今戦禍にまみれている。攻撃による再びの原発事故、核兵器使用の可能性、劣化ウラン弾による核汚染など、核の脅威は常に付きまとっている。現今のウクライナまで見通しているように感じるのはぼくだけだろうか。

作者の吉田信さんは以下のような経歴を持つ方である。

1933 年（昭和 8 年）、石城郡小川村（現在のいわき市小川町）は芝原生まれ育った。福島大学経済学部経営学科を卒業し、1955 年（昭和 30 年）、県立高校の先生となった。科目は英語、初任地は内郷高校好間第二部（現在の好間高校）だった。

次の平商業高校時代、1965 年（昭和 40 年）に同僚の先生たち数人と「ラッセル法廷支援の会」を結成し、それが社会運動の出発点となった。ラッセル法廷とは、ベトナムでのアメリカの戦争犯罪を裁くために開かれた世界初の民衆法廷。イギリスの哲学者バートランド・ラッセルが提唱した。

（中略）

1973 年（昭和 48 年）、吉田さんは四倉高校に転勤した。そこで早川さんと出会い、ともに 75 年の福島第二原発設置許可取消訴訟の原告団となり、国を相手に「住民への安全性の説明が不十分」と訴えた。早川さんは原告団の事務局長になったが、吉田さんは運動の中心にはいても「本が読めなくなる」と役職にはつかなかった。

（中略）

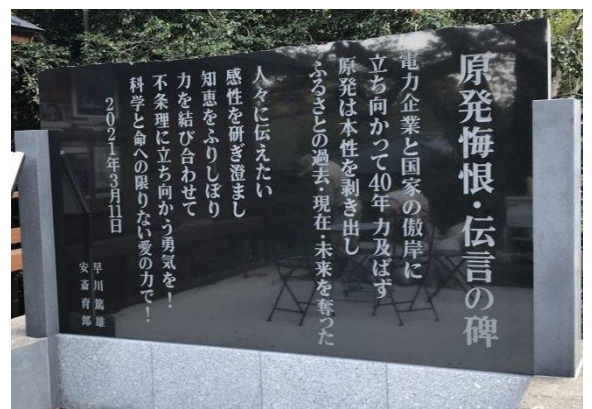
1984 年（昭和 59 年）7 月 23 日、福島第二原発設置許可取消訴訟の福島地裁での判決があり、訴えは棄却された。吉田さんは早川さんととともに傍聴を欠かしたことはなかった。その後の仙台高裁でも二審までそうだった。（「日々の新聞 第 459 号 2022 年 4 月 15 日」より）

通信 NO.28 に掲載した「重い歳月」は地裁判決の日にしたものだとされている。この詩に関連する「メッセージ」という詩（本通信次ページに掲載）も遺稿集には納められている。

皮肉にも、東京電力福島第一原発事故という最悪の現実が原告団の主張の正しさを証明したことになるわけだが、棄却の判決を下した裁判官たちはどのように責任を感じ、果たして「審判され」たか？

吉田信さんは 1987 年に腎臓がんで亡くなられた。まだ 53 歳若さだった。吉田さんの経歴の中に出てくる原告団事務局長であった早川篤雄さんは、高校退職後、福島県楢葉町宝鏡寺の住職となられ、原発や原爆、戦争の惨禍を伝える展示施設「伝言館」を境内に建設された。その早川さんも、昨年亡くなられた。

遺稿集『薄明地帯からのメッセージ』は早川さんたちが発起人となって刊行されたものであるが、希少本のためなかなか手に入りにくい。何とか多くの人たちに知っていただくため、復刻版の出版を望みたいが、どこか名乗りを上げてくれるところはないものだろうか。



【web「マガジン9・ふくしまからの日記②〈後編〉」より】

メッセージ

吉田 信

人は経験側からしか学ばない

曰く「プルトニウムは地上最大の毒物です　一グラムで三千万人を殺します」

曰く「大気圏内核実験で全地球に五トンのプルトニウムが散布されました

その結果ヒマラヤの奥地でさえ　一平方キロ当り数ミリキュリーの放射能が検出されます」

曰く「あの林立する原発には一基当り　百トンから百四十トンのウランとプルトニウムがつまっ
つまる」

もはやどんな数字を並べたてようが

人々は見すぎ世すぎに追われて

たじろぐ気配はない

仲間よ　もうくたびれた

そろそろ土俵を下ろさないとどうしようか

相手は怪物のリバイアサン(国家と独占資本

わけても背骨までしびれさせる電力会社だ

こちららはの名もない庶民

権力もなければ　金もない

とだいたい初めから勝負は見え見えだった

だが本当に下りてよいのか　こちらが本当に敗けたのか

勘違いをしてはならない

あれは小さな安月給取りの裁判官の判決に過ぎなかった

歴史の審判はもっと後にやって来る

その時勝者は敗者となり　敗者は勝者となる

その時へ真実を売った裁判官は審判される

寡黙な弁護士の高橋さんが言っていた

にこにこしながら

「裁判なんて　子孫へのメッセージだと思えばよいのですよ」



以下は報道機関に送付したもの、ならびに東大和市議会議員面談のさいに資料として配布した文章を一つにまとめたものである。

「チラシ配置拒否裁判」は実質的勝訴で幕を閉じた。これで少しは公民館等での窓口対応が改善されるかもしれないが、問題がすべて解決したわけではない。行政の処分（法的には、市民の「申請」に対する行政側の対応を「処分」と呼ぶ）をはじめ、組織形態、運営内容など、まだまだ問題点は山積みである。行政の改革は、行政機関自身によってなされなければならないことはもとより、自立した市民の対応にもかかっているともいえる。

これはその一部について述べたものに過ぎない。

※2023年5月17日東京高裁判決文は、右QRコードでダウンロードできます。



また、その他の裁判関係文書も、「自由と人権」HP（以下URL参照）の当該ページからダウンロードすることができます。

<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

「チラシ配置拒否事件」をめぐる経過とその問題点

現在、わたしは東大和市を被告として、本人訴訟で2つの損害賠償請求訴訟を闘っている。具体的には次の2つの訴訟である。

- (1) 2020年2月14日に東大和市議会に提出した陳情が不当にも議長預かりとされ、本会議に上程されなかった事件の裁判（陳情不上程告発裁判）
- (2) 2021年2月24日、中央公民館館長によりチラシ配置を拒絶され、その内容について不当な書き換えを強要された事件の裁判（チラシ配置拒否裁判）

このうち、チラシ配置拒否裁判は今年5月17日に東京高等裁判所で実質的勝訴の判決が言い渡され、東大和市が上告を断念したため、高裁判決が確定した。

陳情不上程告発裁判は現在最高裁に上告中だが、早ければ6月には扱いが決まると思われる。これはチラシ配置拒否裁判についての経緯と、その問題点について記したものである。

1、本件の概略

(1) 事件の発端

2021年2月24日、申請人がチラシを東大和市中

裁判ごっこ

主催：自由と人権

事件名：損害買収請求事件

被告：東大和市（東大和市議会）

原告：東大和市内外市民

公判日時：3月7日（日）13時30分～16時

法廷：東大和市中央公民館 203 法廷（学習室）

ところ



2020年2月、東大和市議会で「議長預かり」として、不当にも審議すらされなかった「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情。そのことを理由に、損害賠償訴訟を本人訴訟で闘っています。

裁判をせかずに、みんなでカンカンガクガク、言いたい放題、話しましょう！

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告



傍聴、ひやかし、野次馬、歓迎！

※新型コロナウイルス防止のため、三密を避け、公判を維持します。

※熱のある方、体調のすぐれない方の傍聴、ないし出廷はご遠慮ください。

ご参加の方は、事前に

書記官（「自由と人権」機本090-1884-5757）までご連絡ください。

【第2チラシ】

中央公民館に配置してもらおうべく持参したところ、同館長よりチラシの内容について書き換え要求がなされ、これに応じないうちはチラシの受領はなされなかった。申請人は書き換える必要もないし、その意志もないと伝え、交渉は膠着状態に陥った。

しかしながら、チラシ配布の目的が集会（陳情不上程告発裁判の報告会）の呼びかけであり、その期日が迫っていたことから、申請人は館長の書き換え要求に納得しなかったが、第 2 チラシ（右図参照）のごとく書き換えをし、翌日再提出して配置されることになった。

同館長に書き換えをしたチラシを提出した際に、申請人は同館長の要求に納得したものではなく、チラシ配置の目的を達せないために仕方なく書き換えたのであって、後日しかるべき対応を取ると告げた（行政不服審査「口頭意見陳述聴取結果記録書」15 頁 22～28・同 28～34 行）。

（2）行政不服審査から裁判へ

申請人は同月 26 日、審査庁（東大和市長）に行政不服審査請求を申請した。

同年 10 月 8 日、審査庁は不服申し立てに対し、行政不服審査によって申請人が得られる利益なしとして、申請の却下という不当な処分を行った。これを不服として申請人は、同年 12 月 21 日、同館長の処分を違法として損害賠償請求訴訟を東京地裁立川支部に提起した。

東京地裁立川支部丹羽敦子裁判官は 5 回の口頭弁論で結審し、2022 年 12 月 22 日、棄却の判決を言い渡した。

原告はこれを不当として、2023 年 1 月 4 日、東京高等裁判所に控訴した。東京高裁では 1 回の口頭弁論で結審、同年 5 月 17 日東京高裁裁判長 村上正敏他は、地裁判決を変更し、同館長に行政手続法第 7 条違反があったと認め、国家賠償法第 1 条 1 項による損害賠償を認定し、被告・東大和市に 1 万円の損害賠償を命じた。6 月 1 日、東大和市は上告を断念したため、本高裁判決が確定した。

2、詳しい経緯

（1）中央公民館長の立場

チラシ 1 の内容に問題ありとした中央公民館長の書き換え要求は、公民館運営事務取扱基準等の法的根拠に基づかない（被告準備書面（2）5 頁才）ものであり、申請人がこれに従う理由は全くなかった。しかるに館長はチラシ配置許可権限（東大和市立公民館条例施行規則第 10 条）を悪用し、自身の主観的な判断で書き換えを要求するという不法極まる対応に出たものであり、表現の自由の侵害であることは明らであった。

さらに見逃すことができない事実がある。当該チラシの内容が同じ東大和市を被告とする別件裁判（陳情不上程告発裁判）に関する集会であり、チラシの配置がなされない状態、または書き換えが強要されることは、憲法第 16 条の集会、結社の自由、同法同条 2 項の検閲の禁止に抵触する可能性が高いということである。

このことは被告である中央公民館長が課長職であり、議会でも応答すべき役割を担っていることと無縁ではない。すなわち、館長は別件裁判の関係者に限りなく近いということである。つまり、別件裁判の関係者の一翼に連なる中央公民館長が、同裁判の集会チラシに難癖をつけたというのが、この事件の本質ということになる。

(2) 結論ありきの行政不服審査請求

上記事件の本質からすれば当然のことであるが、審査庁（東大和市長）は同館長の違法行為を認めることはできない。これを認めることは、別件裁判での被告としての立場を悪くすることに直結するからである。審査請求の却下という判決はすでに決定事項であり、その道筋をつけるだけのものが本審査請求の審査であったとしてもおかしい話ではない。

審査庁は、違法なチラシ配置拒否処分の有無については言及せず、もし仮に拒否処分があったとしても、チラシ配置の目的である集会はすでに終了していることから、申請者に審査請求による利益なしとして却下という判決をしている。判決書には次のように書かれている。

審査請求人が行った本件審査請求は、拒否処分がなかったとするならば審査請求の対象を欠き、拒否処分があったとしても、不服申し立ての利益がない（7 頁 7～9 行）

しかし、行政不服審査法第 1 条にはその目的として次のように記されている。

この法律は（中略）国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

提示のとおり「国民の権利利益の救済」と「行政の適正な運営を確保すること」の 2 点が同法の目的であるが、判決書では、申請人の「利益」のみにスポットを当て、後段の「行政の適正な運営を確保」という視点が完全に抜け落ちている。さらに前段についても申請人の「利益」偏重で、同人の「権利」（この場合は主に表現の自由）については全く無視しているのである。【注 1】

これは奇妙なことである。本来であれば、チラシ配置の拒否処分の正否が問われなければならない（そのことによって初めて申請人の権利利益が守られ、行政の適正な運用が図られる）にもかかわらず、申請人の利益の有無のみを審査請求の有効性の判断の根拠とし、違法な処分の有無については思考を停止している。これでは同法の目的が達せられることはなく、適正な法の運用が行われているとはいえない。

端的に言えば「身びいき」であり、判決以前から筋書きができていたと推察される。行政不服審査法の適正な運用を保障する仕組みの創設が早急に必要であると言える。

【注 1】不服審査の申し立てによる審査請求人の法的利益がないとして、判決書では却下という結論を導いた。その根拠として昭和 53 年 3 月 14 日最高裁判決を持ち出しているが、これは「反射的な利益」について申請人の法的利益の保護対象とならないとしているものであり、本件の場合のように個別的・直接的な表現の自由の侵害についてはその範疇に含まれない。すなわち、本審査請求の適否を判断する根拠とはなり得ない。

(3) 損害賠償請求訴訟

①地裁判決

申請人は行政不服審査の限界を知り、東大和市を被告として東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴した。

地裁判決では、館長のチラシの受領拒否や書き換え強要の事実は確認できず（4 頁 5～9 行）、違法行為は認められないとしている。また、チラシの書き換え要求の内容も、日時・場所に関するものであり、表現の自由の侵害には当たらない（4 頁 10～17 行）としている。この判決内容には批判すべき点が多々あるが、ここでは触れない。関心のある向きは、控訴理由書をご覧ください。

原告は審理不尽などを理由として東京高裁に控訴した。

②高裁判決

東京高裁の判決では、控訴人主張を大幅に認定している。すなわち、チラシを持ち帰ったこと（チラシの書き換え）が控訴人の自由意思ではなかったと認めていること（8 頁 7～8 行）、中央公民館長がチラシの字句の書き換えを要求した理由について管理上の支障があるとは認められないとしていること（7 頁 21～22 行）、修正をしないチラシの受領や掲示する余地があるということを館長が持っていたとは認められないとしたこと（8 頁 12～15 行）、応答義務の保留は行政手続法第 7 条違反にあたると認定したこと（8 頁 24～26 行）、控訴人はチラシの書き換えによって精神的苦痛を味わった（9 頁 9～11 行）として 1 万円という低額ながらも国家賠償法第 1 条 1 項の損害賠償責任を認定していること（9 頁 5～7 行）などである。

判決内容にいくつかの不満（訴訟費用を被告側が 1/10 としていること、表現の自由の侵害に踏み込んでしないこと）はあるものの、大筋で原告の主張を認めており、原告としては被告の出方を待つのみであった。3 月 1 日、被告東大和市が控訴期限である 5 月 31 日までに控訴状を提出しなかったことをもって、東京高等裁判所 2023 年 5 月 17 日判決は、最終的に確定したのである。

3、問題点と課題

（1）判決内容の履行と謝罪

被告東大和市は、高裁判決文に沿った速やかな対応と、被害当事者への謝罪を行うことが急務である。

（2）違法行為を犯した職員への適切な処置と、任命権者である市長自身の自己処分

再発防止に向けた館長への処置が必要であることは言うまでもない。しかし、以下の事由から市長自身の責任も免れない。

行政不服審査でその違法性の有無を問わずに、これを却下したことが今般の結果を招いたと言える。もし仮に館長の処分の違法性を認め、その段階で申請人に謝罪していれば、事態はそこで収まったはずである。そのような知的判断ができず、漫然として審査を続け、舞台は地裁から高裁にまで至った。高裁では和解のための会談も提起されたが、東大和市はこれすらも拒否し、今般の高裁判決となったところである。東大和市はそのたびに莫大な弁護士費用を支出し、市財政に余計な負担を与えた。その責任はひとえに執行責任者である市長にある。

東大和市長は、審査庁当事者として対応を誤り、その結果として裁判が 2 審まで進み、和解の機会すらあったにもかかわらずこれを拒否し、いたずらに時間と予算をした責任は重い。あわせて中央公民館長の任命権者である責任を自覚し、自身に対する処分を下すべきである。

（3）再発防計画の策定と、期日を限った具体的実施

本件は、個別東大和市中心公民館においてのみ生じたものと考えべきではない。表現の自由の侵害の恐れある対応を平然として行う土壌が、当市役所全般にあるという前提でこれに臨む必要がある。

下に述べる行政不服審査においても同様であるが、必ずしも法の精神に則った行政処理が行われて

いるとは言い難い。今般の事案を受けて、市長は職員全体に対する法規遵守の徹底と、最高法規である憲法の尊重を改めて指示する必要がある。

あわせて、市長は再発防止策を早急に策定し、市民および議会に報告するとともに、期日を区切って実行し、その成果を報告しなければならない。

(4) 行政不服審査の適正化

本件は行政不服審査が適切に行われ、その段階で館長の違法処分が認められていれば、行政対応の適正化にもつながり、申請人が裁判に踏み切ることがなかった。館長の違法な処分の有無を問わずに裁決を下したことが、その誤りの第一歩である。

前述のとおり、行政不服審査法はその目的として「国民の権利利益の救済を図る」とともに「行政の適正な運営を確保すること」（同法第1条）を定めている。後者も含めこれが正しく運用されていなかったために、館長の違法行為が見過ごされ、その改善がなされなかったのである。

審査にあたっては、第三者委員会である行政不服審査会に諮問がなされた。しかし本件の場合、その答申内容は審理員意見書に沿ったものであり、審査会の答申内容を裁決書に転記したようなものでしかなかった。

また、行政不服審査と言っても審査庁は東大和市長であり、審理員は市役所の一職員に過ぎない。これでは身内の不祥事に甘くなるのは当然である。審査請求のあり方そのものが問われねばならない理由はここにある。体裁ばかり整えたのではだめなのである。

実際に、申請人は次のような場面に遭遇している。申請人の要求によって開かれた口頭意見陳述（2021年6月24日 於東大和市役所会議棟）終了後、申請人および傍聴人が立ち去ったのち、伊野宮審理員（当時福祉部在籍）と佐伯中央公民館長（当時）、小俣社会教育部長（当時）が長時間残留していたことを確認している。そこで何をしていたのか、何を話していたのかまではわからないが、いわば裁判官と被告、被告の管理者が口頭意見陳述の後も長時間、一か所に集っていたのである。申請人からすれば決して心地よい状況ではない。つまり、このような疑惑を疑われるような行為をしていること自体が、すでに異常である。

これは個人の資質の問題ではないだろう。このようなことが許されてしまう審査制度自体が問題なのであり、同様なことが許されない国家レベルの法的な制度設計が急務である。

(5) 市民、および議会への適正な報告

被告東大和市長は今般の裁判で敗訴した事実、それに対して行った措置について市民全般に知らせる必要と義務がある。これを市役所内のトップや限られた職員で内包することは、開かれた市政に結びつかず、市政の民主化に反することとなる。都合の悪い情報も進んで公開し、市民と市職員がその情報を共有することで再発防止を図ることが最も必要なことである。

(6) 表現の自由のために

表現の自由の侵害は市職員の誤った対応で発生するだけではない。一般的には、担当職員に対し部外者からの働きかけ（圧力や供応）が存在する例もある。その場合、直接表現対象や内容を攻撃しなくとも、やんわりとこれを問題視することで、職員が過剰に反応して、結果的に表現の自由を侵害してしまうことになる。

法に基づいた対処をしていることに職員が自負を持っていれば、部外者からの不当な働きかけをはねのけることも可能だが、実際にはなかなかそうはいかず、これを許してしまうのである。

ここには 2 つの問題がある。市職員が表現の自由についてしっかりとした認識を持ち、これを犯さないよう常日頃から意識して職務にあたること。あわせて市当局はそのための指導・研修を行うこと。もうひとつは部外者（とりわけ「有力者」）が憲法第 21 条の表現の自由について尊重する姿勢を持ち、安易な働きかけを慎むことである。いずれも法の順守という意味では同じである。

4、この裁判の特徴

（1）本人訴訟

原告が法律の素人であり、法廷対応にも不慣れな本人訴訟であることが原因と考えられる対応が、相手方や裁判館側に見られた。行政を相手取った訴訟では、先見的に行政優位の意識が働らきがちで、一般的には訴えた側が不利と言われている。げんにそのような事象が随所に見られた。

地裁判決がその典型的である。表現の自由にからむ訴えであるにもかかわらず、その判決文はたったの 4 枚である。「第 3 等裁判所の判断」だけ見れば、1 頁あるかないかである。

判決では、原告がチラシを持ち帰えらざるをえなかった理由を、館長との交渉が膠着したため、また、集会開催期日が迫っていたため配置を優先したためと事実認定している。しかし、館長の拒否発言の有無のみを根拠としてチラシの書き換え強要、受領拒否が認定できないとしていること、チラシの書き換えの内容（日時・場所）と、集会の趣旨の完遂を根拠として、表現の自由の侵害はなかったとしていることは、いかにも粗雑である。まさに、素人相手ではこの程度でいいだろうという姿勢が透けて見えるのである。

同様の傾向は被告弁護士についてもいえる。

被告準備書面（2）における木で鼻をくくったような対応は、まさに原告が本人訴訟であるが故の書きぶりである。このような甘い認識であるから、被告準備書面（3）において（証拠として提出することはせず）最高裁昭和 60 年 7 月 16 日判決文を持ち出し（1 頁 2～7 行）、墓穴を放ることになるのである。この判決は行政手続法第 7 条違反について述べられているが、原告がその判決文を取り寄せて、背景まで調べるとは考えなかったのであろう。原告・被告とも弁護士であっても、このようなわきの甘い対応をしているのであろうか。

（2）高裁判決について

高裁判決に対する疑義については少し触れたが、再度述べる。①なぜ地裁判決の「変更」であって、取り消しではないのか、②なぜ訴訟費用の 9/10 が原告負担であるのか、③表現の自由について踏み込んだ判断をしないのは何故か、である。

裁判には素人である原告にその理由はわからないが、以上 3 点について推測できることはある。つまり、本裁判をここで終結させるための、各方面へのバランス感覚である。①は地裁または被告（東大和市）への、②は被告への、そして③は原告へののである。

①②はわかると思う。③については少し説明がいる。

被告・東大和市は地裁判決を受けて控訴しなかった。原告としては不満も残るが、実質的勝訴なのでそ

のまま相手方の出かたを待った。結果、市は控訴なかったが、もし控訴しても勝ち目はなかったろう。最高裁では、事実審理はしない。憲法違反や過去の判例・法解釈の誤りについてのみ判断する。となればこの判決では控訴できない。控訴しても不受理となる可能性が高い。

もし高裁判決が憲法第 21 条の表現の自由の侵害を認め、もしくは認めなければ最高裁での審理の対象となる可能性が出てくる。この点、本判決ではその判断に踏み込んではいない。被告にも原告にもその機会を与えなかった。そして、結果的には原告の実質的勝訴を確定させたと思われる。これはうがち過ぎだろうか。

もしそうだとすれば、訴訟費用の負担割合も、地裁判決の取り消しではない理由も見えてくるというものである。



和地市長の問題発言

6 月 15 日（木）の東大和市議会 市長所信表明に対する代表質問を、一部だがネット中継で見た。チラシ配置拒否裁判に日本共産党の尾崎利一議員の関する質問に答えて、同市長はおおむね次のように答えていた（結論から言えば、これでは先が思いやられるというしかない）。

①裁判の結果は一部敗訴／②裁判所の判断は分かれた／③訴訟費用総額は 140 万 8 千円／④再発防止に取り組む

④は当然のこととして、①～③については疑問が残る。以下項目ごとに述べる。

①東京高裁の判決は、一部不十分な面はあるにしろ、大方は原告の主張を取り入れたものである。東大和市にとって「一部敗訴」どころではない、市にとって得点ポイントがあるとすれば、訴訟費用の負担割合ぐらいのもので、ほぼ敗訴と言ってもいいくらいだ。

②判断が分かれたのは地裁と高裁の判決内容で、法的には上位の高裁判決が優先されるのは当然で、だから逆転勝訴（市にとっては「逆転敗訴」）なのだ。

「裁判所の判断が分かれる」という場合は、同一事件について地域ごとの（例えば東京と大阪の地裁）判決が異なる場合を言う。市長は無知からこんなことを口にしたのか、意図的な発言かはわからないが、不適当な発言であることは明らかである。

③弁護士に代理人契約をした場合、着手金だけで 50 万円は軽く超える。これに文書手数料・日当・報酬金・実費・交通費等がかかる。それに年間顧問契約料が加わるとすればこの額で収まるのか疑問である。そもそも 140 万円としても、決して無視できない金額である。市財政がひっ迫していると主張しながら、こんなムダ金をかけてまで市民と争う市長の姿勢こそ問われねばならない。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。



市長所信表明に対する一般質問は、上の QR コードから視聴できます。